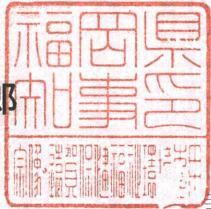


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北九州市若松区響町一丁目62番地
氏 名 株式会社西日本ペーパーリサイクル
代表取締役 寺松 哲雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6 年 5 月 19 日

許可の有効年月日 令和 11 年 5 月 18 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上19品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 5月19日 更新許可

平成24年 3月30日 変更許可により取扱品目（廃プラスチック類）の限定の変更、取扱品目（紙くず、木くず、繊維くず）の限定の解除及び取扱品目（ガラスくず等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん）の追加

平成26年 5月19日 更新許可

平成29年10月13日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

令和 元年 5月19日 更新許可

令和 6年 5月19日 更新許可 以下余白

（以下裏面に記載）